

平成20年4月5日制定

## 主催・共催・協賛・後援等に関する規程

### 第1条 (目的)

本規程は、日本放射光学会（以下「本会」という）が関与する催しにおける本会関与の適否についての基準及び関与手続きを定めることを目的とする。

### 第2条 (定義)

(1) 「主催」とは、催しの開催の主体となり、自己の責任においてその催しを開催することをいう。

(2) 「共催」とは、本学会を含む複数の者が催しの開催の主体となり、共同でその催しを開催することをいう。主体が本学会を含む複数であること以外には主催と異なるものではなく、協賛又は後援と比べて、その催しへの本学会の関与度合いが強い場合をいう。

(3) 「協賛」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、本学会がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。後援と同義であるが協賛金等の費用負担を伴う場合があり、後援に比べて、その催しへの本学会の関与度合いの程度が大きい場合に使用する。

(4) 「後援」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、本学会がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る場合に使用する。

### 第3条

#### (1) 主催及び共催

本会が催しを主催又は共催する場合には、定款第2条（目的）及び第3条（事業）に則っていることを基準とし、営利を目的としてはならない。

#### (2) 協賛及び後援

本会会員その他団体等が主催する催しに関して協賛又は後援依頼があった場合には、次の①に掲げるいずれかに該当し、かつ、②に掲げるいずれにも該当しないことを基準として、個別に適否を判断する。

##### ① 承認することができる場合

- イ) 放射光科学の進歩・発展に貢献すると認められるとき。
- ロ) 公益性があると認められるとき。
- ハ) 本学会会員にとって有益であると認められるとき。
- ニ) 本学会の事業の目的及び内容に照らし、特に必要と認められるとき。

##### ② 承認できない場合

- イ) 営利を目的としたり、特定企業の宣伝等、少数者の利益のみを目的とすると認められるとき。

### 第4条

本会が催しを主催、共催、協賛または後援するときは、会長がその可否を検討し、評議員会の承認を得る。

#### 第5条

本会に催しの共催、協賛または後援を依頼する場合は、依頼者は別に定める様式による依頼書を本会へ提出しなければならない。

#### 第6条

本規定の改正は評議員会において行う。

#### 附則

本規程は2008年4月5日よりこれを施行する。